

議 長	事務局長	次 長	係 長	書 記

全員協議会記録簿

(閉会中)

会議名	全 員 協 議 会			
開会日時	令和 6年 1月 19日 (金) 10時00分 開会			
	令和 6年 1月 19日 (金) 11時44分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	在籍者16名中、14名出席			
出席議員	大下 正幸	児玉 史則	—	
	南澤 克彦	田邊 介三	山本 数博	
	—	新田 和明	芦田 宏治	
	山根 温子	先川 和幸	石飛 慶久	
	—	熊高 昌三	宍戸 邦夫	
	秋田 雅朝	金行 哲昭	—	
	—	—	—	
欠席議員	武岡 隆文	山本 優	—	
説明のため 出席したもの	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事 務 局 長	毛利 幹夫	事 務 局 次 長	藤井 伸樹
	総 務 係 長	日野 貴恵	総務係主任主事	山口 涉

<p>事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・議長報告等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会のうごき (2) 委員長等報告 (3) その他 ・協議事項 なし ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 全員協議会案件について (2) ダブル選挙に関する意見について (3) 能登半島地震の寄付について (4) 事務局から報告・連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票の配付について ・タブレット導入に係るデモについて ・議員間討議事項について
-----------	---

1. 開会 【10:00】

○児玉副議長

定刻になりましたのでただいまから全員協議会を開会いたします。

開会にあたり議長より挨拶をいただきます。

2. 議長あいさつ

○大下議長

おはようございます。

令和6年の第1回目として1月の全員協議会ということで、案件が何件かありますので、よろしく願います。

3. 議長報告等

(1) 議会のうごき

○児玉副議長

それでは会議日程に沿って議事を進めて参ります。これより議長等報告に入ります。議会の動きについて議長より報告いただきます。

○大下議長

改めまして市議会の動きとして、12月26日に芸北広域境施設組合議会の第2回の定例会がありました。これは議運の委員長からも報告があると思います。12月27日に副議長と一緒に安芸太田町の橋本町長、小野副町長と意見交換に安芸太田町へ行きました。1月7日消防出初め式、皆さんにもありましたように各分団長、近藤消防長から、安芸高田市消防出初め式に際しまして足元の悪い中、ご臨席を賜り、誠にありがとうございましたということで礼状が来ておりました。報告しておきます。1月12日は、安芸高田商工会の新年互例会、副議長と一緒に出席をさせていただきました。以上であります。

それと石丸市長から、新田広報委員長に対して、また議会だよりの正当性に疑義があるということがありましたので、その他の項で報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○児玉副議長

ただいま議長から説明があったとおりですが、皆さんから何か質疑等ございますか。

(なし)

ないようですので以上で議長報告を終わります。

(2) 委員長等報告

○児玉副議長

続いて、委員長等と報告に移ります。

各委員長の皆さんからの報告がありましたら願います。

まず議会運営委員会、先川副委員長。

○先川議会運営副委員長

(なし)

○芦田総務文教常任委員長

今日全員協終了後に、総務文教の協議会を開催して、所管事務調査の件など協議をします。以上です。

○山根産業厚生常任委員長

(なし)

○石飛予算決算常任委員長

(なし)

○新田議会広報特別委員長

今現在、議会広報80号の編集、チェック中でございます。一般質問と議事録に基づき整理をお願いしたということで議員の皆さんには大変お世話になっております。内容が、議事録どおりにお示しをいただいてないところも若干見受けられたので、それぞれの議員さんへまたご通達等させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○秋田監査委員

2023年度の定期監査及び行政監査を実施いたしております。内容的に1月17日、一昨日が福祉保健部。それから昨日が産業部、そして本日は昼1時から現地に出向いて実施対象項目について現地調査を行います。内容的には、令和5年度の事務事業における課題と取組等について、ヒアリングをして質疑等を行い答弁を求めて、あと業務委託であったり工事請負費であったり、補助金交付状況等について調査をいたしました。以上です。

○芸北広域環境施設組合議会 熊高議員

それでは先ほど議長からも少し触れられましたが、第1回の芸北広域環境施設組合議会定例会がありましたので、その報告について、この間から三次市との関係も含めて、詳細について報告すべきタイミングだろうなということで、少し時間をいただいて報告をさせていただきます。

議案が、まず8号として、広島県の市町総合事務組合の共同処理するための変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について。これは府中町が新たに加わったということの変更になりました。

議案第9号については、施設組合の歳入歳出決算認定について報告があり、それを認定したということですが、歳入総額は7億2,166万7,772円ということで、歳出総額が6億9,228万7,064円。差引額が2,938万708円。基金の残高が1億736万3,714円。監査報告としては安芸高田市のごみが令和3年度と比べ、6%減少しており、要因の調査がさらなるごみの減量化に繋がっていく。安芸高田市、北広島町が連携を密にして、意識の共有化を図りごみ処理事業に取り組むことを臨むという意見が監査委員よりありました。

次の議案第10号は、令和5年度芸北広域環境施設組合、一般会計補正予算第1号ということで、歳入歳出それぞれに913万1,000円増額するもので、主には歳入においては令和4年度決算額の確定による繰越金の増額と、歳出においては財政調整基金への積み立ての増額です。今回の増額により、今年度末における財政調整基金の残高は1億2,548万5,000円になるという見込みです。

その後全員協議会で報告事項がありまして、これ以前から皆さんにも報告してきましたごみ処理施設の改修、それをどうするかということに関わって今後の方向性というのを調査してきた、その結果の最終的な集約をしたということと、併せてそれにも関係してくるんですけども、三次市との関係というのが出てきておりますので、それについて少し報告をさせていただきます。

ごみ処理事業に関わる実現可能性調査について、今回は近隣の施設への外部委託について報告がありました。外部委託は現在あるきれいセンターを中継施設として、こちらで収集したものを分別し、燃えるものだけを近隣公共施設、あるいは民間施設に委託して処理、焼却してもらうというものです。

まず、近隣公共施設に委託して処理する場合ですが、これは広島市の安佐南工場を想定しています。こちらですと、概算で5億7,727万6,000円が年間で必要となります。

次に民間処理施設に委託する場合です。これは大林にある株式会社山陽レックを想定していますが、こちらですと7億239万7,000円の経費が年間で必要となります。広島市への委託というのは、処理の安定性という面ではかなり有利な面もあり検討の継続が必要と思われております。株式会社山陽レックへの委託というのも、災害とか突発的な施設の故障等の場合には有効な手段と考えられております。

これまで検討してきた中でまず第1に、トンネルコンポストがありました。令和3年の報告で実施は困難という結論に至りました。次に、官民連携事業で民間処理施設の誘致というような形で、発電施設を兼ね備えた焼却施設の建設の提案があり、これと今回の外部委託について検討していたわけですが、今回、三次市から広域でのごみ処理について検討したいという申し出がございました。

これまで三次市に対して、広域処理について提案させていただいていましたが、三次市単独で行うという回答でしたが、今年度に入っているいろいろな事情から広域処理での検討を行いたいという相談があり、安芸高田市、北広島町、それから広島県を交えて協議を行っております。但し、まだ一緒にやるということではなくて一緒にやるかどうかという検討をする会議を立ち上げるということ

であります。まず、来年度1年かけて組合でやる場合のメリットデメリットの検証をしながら、広域化検討会議でいろんなことを検討していく予定です。

次の別件ですけれども、燃えるごみ袋の変更についてというのがありました。燃えるごみ袋の大、白い分ですね。大の袋は長さ750mmから700mmに短くしますが、引っ張れば伸びる感じの材質になります。今の袋のように裂けることは少なくなります。デザインも一新し名称を燃やすしかないごみ。燃えるごみという意識だったんですが、燃やすしかないごみという言葉を入れます。ですから、これは本当に燃やすしかないんですかという意識を皆さんに考えていただくということで、名称を燃やすしかないごみと変更し、多言語対応とQRコードの印刷も予定しております。

以上で今回の定例議会の報告を終わりますが、詳細については、控え室に資料が置いてありますので、ご覧いただければと思います。以上です。

(3) その他

○児玉副議長

その他の会議で皆さんから何か報告されるようなことがございますか。

(なし)

以上で、会議報告の方でただいまの委員長報告等に対して皆さんから質疑等何かございますか。

○金行議員

熊高議員にお聞きしますが、燃えるごみの分で、あれナイロンで作っていらっしゃいますよね。以前話があったんですが、ナイロンは今悪いと言われてますよね、それを紙にするという話は今ございませんか。

○熊高議員

特にそういう話は出ませんでした。これまで検討してきた中で、今ビニールを紙にするというような包装紙が出版業界なんかでどんどん増えておりますけれども、そういったことを検討する前に、使いやすさとかこれまでの状況の中で今回のコストの関係も含めて材質を変えていく、実質にはさっき言いましたように伸びるんで、小さくなったけどもたくさん入ると、実質的には組合の方からすると、コストパフォーマンスは上がっていくと、そういう目的でやっております。青い瓶なんか入れる袋が少し伸びますよね、そういう形になって、今までの白いものは巻いてあるのを取る時でも引っ張れば裂けてしまうような状況があったんで、それをまず変えていくということと、パフォーマンスのことも含めてやったということで、金行議員おっしゃるようなところまでは、検討してないというか、現実的にはこの方がいいという流れできたというふうに理解いただければと思います。

○児玉副議長

そのほか皆さんからございますか。

(なし)

ないようですので以上で委員長等報告を終わります。

4. その他

(1) 全員協議会案件について

○児玉副議長

続いてその他報告事項に移ります。

まず全員協議会案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○毛利事務局長

それでは全員協議会案件についてご説明いたします。添付で1枚資料をつけておりますけれども、1月11日付で市長より全員協議会案件について通知が来ております。内容は議会だよりの予算について意見聴取を行いたいという旨の内容でございます。予算に関することですので事前審査にも当たる可能性もあります。今回も受け付けない旨総務に返事をしておりますので、ご報告いたします。以上です。

○児玉副議長

ただいまの説明について皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

○南澤議員

今回の件は、謝罪云々ではなくて事前審査という理由で断っているんですか。

○毛利事務局長

返事としては今までと同じです。ただ、予算に関することもありますから、事前審査の可能性もありますよねという含みを持たせた返事をしております。口頭ですので、そういった返事にしております。

○熊高議員

今の関係ですけれども事前審査という言葉がどこまで通用するかというのも一つあるんだと思うんですね。当然いろんなものはすべて予算に関わってくるんで、それについて事前審査になるからということになると、ほとんどのことはできんようになりますよね。その辺の判断の基準というのをどこに持っているのか、あるいは協議をする中でそれ以上は事前審査になるからというようなことは基本的にはこれまでもやってこられたと思うんですよ。その辺の塩梅、事前審査になるという言葉も含めて、話を聞いてみて、あるいは協議をしてみて、それ以上は事前審査になるんじゃないですかというような形の方が本来の姿じゃないかなと思いますんで。

今回のことは以前からありましたが、非常に議会としては重要な案件ですよ。ですから予算の提案を、例えば市長部局がしなかった場合に議会としてどうするかという、またそこでストップするような議論になってしまうと思うんで。これは十分、それぞれの意図を、意見交換をしながら意思の疎通を図るというのは大事だと思いますんで、事前審査ということ以前の問題だと私は思います。

○大下議長

今回来とるのは、内容が議会だよりの予算についてということなんで。議会だよりの予算についてはもう再三につけて市長からもきとるんですけど、その答えとしてはもう議長としても返しておりますんで、広報委員の意見も聞いた上で回答を返しておりますのでこれは全く、全員協で意見聴取ということは、当てはまらないのではないかとということで断っております。以上です。

○山本数博議員

今熊高議員が言われた意見に賛同したいんですけど、今市長は何を言ってきているんですか。何かははっきりしてると思うんですよね、何を言ってきてるんですかね。予算のことで意見聴取したいんですよ。何を言ってきてるんですか。私が言いたいのは、間違えとっちゃいけん確認しとるんですけど、予算つけん言いよるんじゃないですか。広報誌の予算をつけんと向こうが言いよる、それについて意見聴取したいときてるんじゃないですか。

ならこの議会の議員16人がそれがいるんかいらんのか結論出したらええと思う。議会として、その予算が必要か必要でないかの結論を出して、要するに議員としたら必要という結論になつてくると思うが、議会基本条例16条に、広報誌でもって住民への議会活動の周知をすることになると。なら条例に基づいて議会活動をしようか思っても、執行部がやらさないという結論になる。

だがここでみんながそれは必要なんじやいうことになれば、議会としてこの予算は必要と、議会全員が必要だということを確認したという文書をもって回答しときゃええと思う。その回答書ができるかできんかいうのは、みんなが必要じやいうことを認識したら、その文書は出せると思う。そこはやるべきと思います。

今の事前審査じゃけすとかせんとかじゃなくて、議会の姿勢を文書でもって市長に答えをきちっといれとく。これが必要だと思う。この答えを言うとのに、予算をつけんということになれば、市長が条例違反のことを、手を貸したということになるでしょ。私はそう思うんですけど。

○大下議長

そのことについてはその他の項で詳しく言いますと、最初言いました。

○山本数博議員

わかりました。

○児玉副議長

今の全員協議会案件について、その他皆さんから何かご意見ございますか。

○熊高議員

後ほど協議をするということですが、これを市長に受けないと言って返したということに今議論してるんでしょ。だから、それ返すのがいいのかどうかという議論を今しよるんで、その中身について、当然一緒に議論せんと。この返答の内容について議論できんじゃないですか。もう受けんとという形で終わってしまってそれをさらに詳細について議論を後ほどするというのはちょっとおかしいと思いますよ。中身がわからんのにこれをそうですかというわけにいかん。

○大下議長

その他の項で説明しようと思ったけど、じゃあ先にこれやってもいいですか。

○児玉副議長

どうぞ。

○大下議長

これ市長から最初来たのが、議会だよりの中に正当性に疑義があるから説明に来いということがあつて、広報委員会の中でその虚偽があるかどうかいうのを確認してもらったら、ないということで、市長の方には内容について嘘はありませんよという説明をして、嘘があるんならどこの部分に嘘があるんですかというて返したんですけど、全然その回答も何もないんです。ただただ今回来たのが委員長に来いと言われとるんですよ。

これ委員長が行く必要ないと私は思いますんで、今回委員長への問い合わせについては、議長名で回答をするつもりでおります。内容について言いますんで、2024年1月17日付けで照会のことについて、この件について議会全体の議案であり、広報委員長へ問い合わせはやめていただくよう申し入れます。今後、議会広報誌にかかる疑義については、議長に申し入れていただくよう通告いたします。さて照会にある疑義について2023年12月11日付で回答したとおりです。

なお、来年は議会だよりの発行予算を計上しないとのことで、大変憂慮しております。同誌は、議会基本条例第16条に基づいて、議会に関する情報を市民に対し具体的に提供することにより、憲法第21条が保障する市民の知る権利に奉仕するためのもので、国民主権原理を実質的なものにするものです。にもかかわらず、この発行を阻むという企ては、市長自ら市民の知る権利を、軽く考えて、憲法違反及び条例違反を犯すもので断じて容認できない行為であることを申し添えます。以上です。これで議長名で市長に返すつもりでございます。

○児玉副議長

議長から説明いただきましたけど、皆さんから質疑がありましたら。

○熊高議員

議長今報告されたことはそのとおりだと思うんですね。これまでも本会議場でも、中身について書かれたことが事実と異なるというようなやりとりがありましたよね。そのことを基本に、市長は嘘を書く議会広報は必要ないんだというふうな言い方をしていたと思うんですよ。だからそここの精査をする必要があるんでしょ。それは広報委員会、広報委員長を中心にやられたんでしょから。そここのところ、議会の全員協で共有しとく必要があるんだと思うんですよ。

そこを直してもさらに市長が広報の発行予算はつけないというんだったら今議長がおっしゃったとおりだと思うんですよ。そここのところのポイントが、我々全員の議員で共有しておく必要があるというふうには私は思います。だから中身についてどういう形に議会として受けとめていくんか、今後そういった市長の指摘に対してどう対応してくんかということ、全員で協議をしながら共有していく。そここの段階が今必要と思うんですよ。そこはどう考えておられますか。

○大下議長

今、熊高議員が言われましたけど、この嘘があるというのは、一般質問の文章を各議員が出されるじゃないですか。多分その中にあるんじゃないかなと思うんで、それが基本的には議員は市民の負託を受けての一般質問をされとるわけで、それは議員個人の意見もあると思いますよ。そここのところを言われるのかなと思うんですが、どこが間違えとるかということは返事がないんですよ。多分それしかないと思うし。

基本的には一般質問された方が、質問から答弁まで皆書いて出すわけですから。責任を持っても

らわにゃいけんとかなんです。それを議会だよりの広報委員会で勝手に変えるというのは私は反対なんです。でもそこらは議事録があるので今回は議事録を確認してもらって、嘘はなかったということで市長に返したんですよ。ですから今後に対しては、一般質問された方は質問、答弁、一問一答の回答で返すようにしてください。でないとまた言われますよこれ。以上です。

○熊高議員

そこも議長おっしゃるとおりだと思いますよ。ただ、前回本会議場ですかね、どこの場面だったか覚えておりませんが、内容については執行部が答弁したと違う表現で、議会広報に書かれているので、それはおかしいんじゃないかというようなやりとりがあったと思うんですよ。

そういうふうに私は受けとめておるんで、今議長がおっしゃった形でスムーズにこれまでいっていったら問題なかったし、さらには、以前は答弁については執行部の方の確認をしておりましたよね。これも中途から何かの関係でそれはしないというような形になったというふうに聞きましたし、その辺のあり方そのものも、今回のことを踏まえて、見直すべきところがあればいいんだと思うんで、そこの部分が、今回の一つの引っかけりになると、私はこれまでの経緯を見て思いましたんで、だからその辺のことを全議員が確認しておく必要があるというふうに思うんです。おっしゃってることは、議長、間違いはないんですよ。ただその中身が本当にそうなるかどうかということですよ。

○大下議長

だから先ほどから言ってるように、議会広報委員会で議事録を見てもらって、間違いがあるかないかいうのを確認してくださいということで、間違いがなかったということで、市長に返してるんですよ。それ以上のところはもう言うてもしょうがないと思うし、堂々巡りだろうと思う中身ですんで、基本的に市長がどこが間違えとるんだということを言うてくれればいいのに言うてくれんわけじゃけ。そうなればもう一般質問の質問からその答弁が嘘があるというぐらいしか考えられんですよ。それも議事録と確認していただいて間違いがなかったということなんです。以上です。

○熊高議員

これは具体的に、市長はこういう表現がこういうふうになってるから、それはおかしいというやりとりがありましたよね。解釈じゃないですよ。先川議員のだったかね。議場で、陳情要望のところだったかな。市長は適宜適切にやってますよという、回数も報告したけども、そのことは書かずに、それなりにやっているというふうな表現だったかな、議会広報は。それは私が答弁したと違うというようなやりとりがあったと思うんですよ。そこのところだと私は思うんですよ。

だからその辺の表現が、質問者と執行部の答弁者との関係で、中身についてどんなふうに解釈が違うのかということと引っかかっておるように私は思うんですよ。一つの例として私はそう受けとめたんですよ。だからそのところをどうするかというのは今後の課題にもなってくると思いますよ。

○大下議長

堂々巡りと言いはるんじゃないけど、そのために議事録を見ていただいて、広報委員会で確認をしてもらったら、議事録どおり間違いがなかったということなんです。これ以上言うことはないでしょう。

○山本数博議員

今、議長一生懸命、我々がやったことを説明してくれてるんですが、熊高議員が指摘されとることにも同調する部分があるんですね。何が問題かいうのは、こっちの方から嘘を書いとるということで、問い合わせして、ここが問題じゃいうのを向こうが言うてきとるんですね、議会だよりの何月号の問題点いうて、市長自らが広報誌に、載せとるんですね、それらをここが問題じゃいうのを、広報委員会で議事録照合して、指摘されとることについては議事録で載せてるとおりで、指摘は当たらんという結論になって、議長の報告をして、議長が市長へと返答を出したんですね。で、これが熊高議員が言われるように、議会全員議員全員の共有になっとらん思うんですよ。

今日はいいチャンスなんで、広報委員会は市長が指摘した問題点はこれだったんだと、今ここに持ってますから、これをみんなに今配って、広報委員会はこの問題点について議事録と照合した

が、偽りはなかったと返事したということで、この機会に皆さんで指摘されたことについて議会は対応しとるという認識になってもらえたらと思うんですが。どんなでしょう。

○児玉副議長

新田委員長、今の山本数博議員のご意見どうでしょうか。

○新田広報委員長

今山本議員さんがおっしゃったのはどの文章をおっしゃっているのか、ちょっと私はわからないんで。

○児玉副議長

暫時休憩とします。

休憩 10:36

再開 11:02

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまご議論いただきました全員協議会の案件に関しまして、いろいろご意見いただいたんですが、一応先ほど議長から市長への返答の内容を朗読いただきましたけども、その用紙をたちまち市長に出していただくということで進めさせていただきたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(2) ダブル選挙に関する意見について

○児玉副議長

それでは続いて、次のその他の項に入ります。

2番目のダブル選挙に関する意見についてに入らせていただきます。

まず事務局から説明を求めます。

○毛利事務局長

それでは前回の全員協議会の際にお話がありましたダブル選挙に関する意見について、事務的な手続き等説明させていただきます。まず自主解散の条件につきましては、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第1項に、地方公共団体の議会は当該議会の解散の議決をすることができるとあり、第2項では、前項の規定による解散の議決については、議員数の4分の3以上のものが出席し、その5分の4以上のものの同意がなければならぬとなっております。自主解散につきましては、以上のことを満たす必要がございます。

次にスケジュールでございますけれども、公職選挙法第33条第2項で、地方公共団体の議会の解散による一般選挙は解散の日から40日以内に行うとございます。市長選挙の執行期日が7月28日ですから、それから40日を逆算しますと、6月18日となります。ですので、6月18日以降に解散の議決を行う必要があります。ただし、執行期日直前での解散では、事務手続き等の猶予がないため、日程については検討する必要がございます。以上です。

○児玉副議長

この件に関しましては前月提案いただいたんですが、各議員の方でそれぞれ意見をまとめていただくということで本日を迎えています。会派がありますので一応会派の方はそれぞれ会派の代表の方、それから会派に属してない方は個々にご意見を伺いたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

(よい)

それではまず第1に清志会の方から、一つお考えの方、説明いただきたいと思います。

○宍戸議員

ダブル選挙は特例法というのがあって、特例法を適用するというのはいろいろ理由が必要だと思

います。特に特例法ができたということは、何か原因があって、議会に不祥事があったと言うようなことで、市民の信頼がなくなったというようなところでやると、それから市町村合併なんかで、それぞれの町の議員の任期が違うというところで、合併した後、特例法によって解散をして、特例法の適用によって選挙するというところが大事で。

全国では、ある市町によっては、ダブル選挙によって、選挙費用が、経費が削減できるということと、もう一つは、投票率が上がるんじゃないかということもメリットとして挙げられております。しかし、私は議会と市長の選挙っていうのは、二元代表制の趣旨からして、私は一緒にやるというのは好ましくないと思います。市長選挙は7月28日ですか。市議会議員選挙は今年の11月までにやるというようなことで、ある程度期間はありますし、私はそれぞれの市長は市長としての選挙の意味を市民がしっかり考えた投票ができるし、議会は議会として、市民の代表たる議員の選挙として、市民が考えて投票していただくという、分けてやったほうが、私は本来のこの議会制民主主義の趣旨にも沿うと考えておりますので、ダブル選挙というのは、しないほうがいいという思いでおります。

よその例を言っちゃいけないのですが、ダブル選挙をやって市長が不祥事を起こして、辞職されたということで、せっかくダブル選挙したのが、また元の別々の選挙に戻ったという事例も何件かあるようですので、そういうことを考えてみても、これは別次元の話ですが、私は今回ダブル選挙っていうのはやるべきではないというふうに思います。以上です。

○児玉副議長

続きましてシセイクラブ、どなたか。

○南澤議員

書面を用意してますので、事務局の方で。

○児玉副議長

これ下のアンケートは一応皆さんに聞いてからになりますんで、上の説明だけお願いします。

○南澤議員

それではシセイクラブの検討内容を説明します。

まず冒頭1,300円じゃなくて1,300万円です。大変失礼しました。予算削減ができると。これは4年に一遍、先ほど宍戸議員がおっしゃったように、どこかでダブル選挙じゃなくなる可能性もあるんですけども、そういったことがなければ、4年に一遍1,300万ずつ削減ができていくということになります。今、年間2億円ほどずつ歳入が下がっていく見込みの中で、少なくともこれで300万ぐらい、議会の、我々の決断で年間300万ずつ経費を削減することができるというのは、現状置かれている財政状況を鑑みるに、我々としてかなり大きな貢献になるのではないかなと考えます。その他については先ほど宍戸議員がおっしゃったとおりなので重複になるので割愛します。

進め方としては、ここにいる16名もそうですけども、新しい方も立候補される方がいらっしゃるかもしれませんので、なるべくその時期について早く出す必要があると。3月にできれば結論を出していくのが最短だろうと思うので、そのためにどんな課題があるのかということについて協議していく会議が必要ではないかなと考えています。その協議会の中で課題を洗い出して対策を検討していく。また、市民の皆さんがこのダブル選挙についてどう考えていくのか。市民の総意のもとに、ダブル選挙ならダブル選挙だし、別々なら別々というふうなところを探っていければいいのではないかなと思います。

具体的にアンケート案を考えてみました。記載のとおりです。一応今全国的にインターネットを含め、関心が集まっていますので、外部の意見はもちろんそれはそれであるんですけども、我々が大切にするのは、住民の皆さんの意見、住民票のある方の意見だと思いますので、郵便番号と氏名ぐらいを書いていただいて、しっかり市民であるということを担保した上で、皆さんがどのようなことをお考えかということ、アンケートとして、その上で3月、改めて6月に自主解散しダブル選挙を目指すのか、これまでどおり別々でやっていくのか判断できればいいのではないかなと考えております。アンケートの方法については、やり方いろいろあると思うんですけども、郵送で返してもらうような形になると予算が発生してしまうので、予算がかからないような形でやり方を

考えていければいいのではないかなと思います。それも協議会の中で検討していけばよいのではないかなと考えております。シセイクラブからは以上です。

○児玉副議長

あと会派に入っておられん方になりますけど個々にお考えを伺いたいと思います。

○金行議員

今考え中です。まだ即答はできません。

○秋田議員

今の金行議員の答弁聞いたときに、考え中は確かです。この件前回出たときに先ほどもお話ございました選挙費用の減額はそうですけども。二元代表制、その意義で考えたときに、市長と議員と一緒にやる、このことはどうなんかなという思いはしよるんです。ただ、3月ぐらいに結論を出そうということであれば、そういう検討委員会も考えられるし、なおかつ一番は市民の声も聞きたいところが一番なんで、私としては考えは一緒に、考え中でございます。以上です。

○熊高議員

結論は、ダブル選挙にすることの方がメリットが大きいなというふうに思います。そりゃ費用の問題、これまで経費の削減について、いろいろ議会でもそういう提案も多く出されたわけですから、そういった観点からしても、1,300万円というお金は大きいなと。だからこれまで議会がいろいろ結論出してきた方向性からいっても、この1,300万というのは大きい数字だということでも市民に示すべきだろうというふうに思います。そういった観点で言えば、ダブル選挙もよしとするということなんです。

なお、二元代表制云々というのもありますけども、これも二元代表制を意識してもらうためにも、ダブル選挙というのは逆に、効果があるんじゃないかなという気もします。さらには、いろんなことをこれからアンケートを取るといふようなシセイクラブの提案というのそういった方向性でやれるということも、有意義なことだろうなと思っております。そういった方向性も含めて、早く結論が出る方がいいかなという気がしております。以上です。

○石飛議員

正直なところわからないというところなんです。本当に財源1,300万減るということは大きいし、逆に言えば無風選挙で選挙が行われてる自治体もかなりある。そういったところもあるところを考えれば、その選挙の自治体によってあり方いろいろあると思います。安芸高田市においては、今一部のテレビ報道で、分断の対立の自治体になってますんで、本当に賑やかな選挙になると思います。

その中で議会が解散するという、その理由、それは不祥事でもあったのかと、逆に言えばまた変な煽り方をするYouTuberも出てくる可能性がある。世の中の動向というか世間の目というものを気にしながら、この安芸高田市議会どうすべきかというのに、悶々としとるところで、結論的には、財源的には1,300万メリットがある。ただ、この自治体の市議会の環境というか、今後の市のことを思うと、ダブル選挙っていうのは今していいかどうか判断に迷ってます。以上です。

○芦田議員

ダブル選挙で1,300万削減できるということはあるんですけど、ただこの削減額だけで検討するべきではないというふうに思っております。まずは、市民の声を聞くのが大事ではないのか。ダブル選挙より市民の方は、議員定数の削減の方が声が上がってるという感じを持っていますので、そこら辺をどうするかを議会ですべて十分協議をする必要があると思っております。

前回は議員定数削減の検討委員もあって、前回選挙から2名削減して、報酬は据え置いておりますけど、その結果、新聞は、3社取ってたのが今中国新聞だけで、今日も協議がありましたけど、議会広報さえも、予算をつけまいかいうような状況、それから視察研修も予算がついてないような状況で、そこらも十分にやっぱり議会でよく検討して、ダブル選挙がどうか議員定数の削減なんかが前回やってどうだったかということも、1回やっぱりそういう協議をする時間があると思います。もう一つは無所属の議員は1人ずつ発表して、会派の人は代表がやるというのは、どうせするんなら、1人ずつ全員の声を聞く方がいいんじゃないかというふうに思います。現状では私は今検討中です。

○児玉副議長

一応前はそういう話をしたんで、会派でまとめて説明いただきましたけども、会派の皆さんのその他で発言されておられん方でご意見ありますか。

○山根議員

私このダブル選挙の話を出される時期ですね。今が適当なのか、芦田議員もおっしゃいましたように、いろんな選挙に向けては、問題もあるわけですから、そういうところで2年前ぐらい、改選の2年前にいろいろ揉んでいって、その年にある程度の結論を出せるように、それぐらいの時間をかけてやるべきことではないかなと思っています。そういう意味で、時期がちゃんと揉める。皆さんのアンケート調査をするなり、いつもそういうふうに議会改革のときは、アンケート調査も取ってましたよね。そういう意味で、時期的なものがないかと思っています。

○山本数博議員

芦田議員が言われたような部分が同調できるんですけど、1,300万の予算が削減できるというお金でもって、今の現状を変えていくことは、将来にわたってもいけんと思うんですね。合併の時に、おられた議員さんもおられるんですが、安芸高田市は市長選挙を4月にして、議員の選挙は11月にしようと、こう決められたんですね。執行機関の決定機関が、執行部と議会が同時にあったら、市の自治運営に影響があるんで、分けたほうが良いというのが結論だったと思うんです。

三次はそうじゃなくって、一緒にやれば良いじゃないかって、三次は一緒にやっていったように記憶してとるんです。ですが今、どなたか言われたんですが、市長の不祥事で市長選挙が変わってくる場合が、当初予定した以外に変わってくるんですね。今のこのダブル選挙がええというのは金額も言われとるんですが、なかなか議会と執行部とが思わしくないかんようなるけえ一緒にやった方がいんじゃないかという話は聞こえてくるんですよ。それは二の次の問題で、お金が表に出たりしてやるということは、ずれる度に、市長の不祥事が起きる度に、必ず一緒にしとってその時点でずれる、ずれる度に1,300万浮くけやろうやと。そのようなことで、経費節減のためのダブル選挙いうふうに将来なると思う。ダブル選挙の目的が、ちょっと言葉は悪いんですが、軽薄な理由で同日にしようとなるんで、私は今のままでやるべきだというふうに思っております。以上です。

○児玉副議長

そのほか皆さんからご意見のある方ありませんか。

(なし)

概ねご意見は伺ったと思うんですが、皆さんからあるのが、今後の進め方、それぞれに思いがあったのですが、今後の進め方としてどうさせていただいたらいいかということですね。今あったのはまずたちまち今日ということにはなりませんから、これからどう進めていくかになるんですが、いずれにしても別の協議会なり何か作っていくか、この全員協議会で議論するんか、あるいは議運に議長から諮問していただくか、いろいろ方法があるかと思うんですが、そこらのところはまた相談させていただいて、議運で議論いただくか、どう進めていったらいいか何かご意見がございませうか。特に従前のように特別委員会を作ってやったらいいとか。

○山本数博議員

議論する必要はないと思います。このまま放っとけばいいと思います。

○児玉副議長

というご意見もありますし、今日、皆さんで同じ方向が出るなら、今日で議論は終わりますし、いやいや皆さんで議論が違ふということになれば、また今後の検討課題として残るでしょうし。

○石飛議員

ダブル選挙にかかわらず、議会改革というもので、もう今期の任期もわずかしかないんで。特別委員会を立ち上げるっていうのもいかなと思いますが、ある程度そういった場も作られてもいいのかなと思います。ダブル選挙のみにかかわらず、大きい意味での改革の特別委員会の検討を議運で要るか要らんかというぐらいは検討されたらどうかと思います。

○児玉副議長

今おっしゃるように任期が少ないとこで同日選やると7月までということになりますけど、その

他皆さんから何か今後の進め方でご意見ございますか。

○田邊議員

先ほど石飛議員の意見に賛成で、任期も少ない中で結論が何か出せるかどうかというのは、非常に難しいのかなと思うんですけども、先ほど芦田議員の話もあった議員定数削減の件についても特別委員会といいますか、そういったもので協議をして、答えは出ないけど次の議会に申し送りができるような、そういった議論というか、市民に対する意見の調査とかだけでもしとくってということは非常に意味があるかなとは思っています。そういった協議会ないし特別委員会の立ち上げをちょっと議運の方で諮っていただけたらと思います。

○児玉副議長

じゃ今、石飛議員と田邊議員からご意見いただきましたけども、一応今後に関して、何らかの別の協議会みたいなものを立ち上げて、同日選だけじゃなくて議会改革全般について話し合える場を設けていくということであちまちそういうことで結論づけということではしていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

そこは一応終了後議長と相談をして、今後の進め方、議論させていただきます。また次回報告させていただきますようにします。

(3) 能登半島地震の寄付について

○児玉副議長

続いてその他の項の3番目に入ります。

能登半島地震の義援金について、議長より説明をお願いいたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休憩 11:28

再開 11:32

○児玉副議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

能登半島地震の義援金についてということで議長からまず説明をお願いいたします。

○大下議長

今回の令和6年の能登半島地震ではもう大変な災害になっておりますんで、議会としてどういうふうにするかいいかなど。できれば義援金を送れるような状況にもっていった方がいいんじゃないかなということで皆さんに相談したいところで、この題を挙げましたんで、よろしく願います。

○毛利事務局長

義援金につきましては、皆さんで協議いただいて決定させていただくんですけども、その支払い方法等につきましては、全議員さん同額の寄付、あるいは議会として幾らとかいうことが決まりましたら、積立金の方から一括で出させていただくという方法もございます。また、議員全員でない場合や、金額に違いがある場合はそれぞれ現金で集めさせていただくようになると思います。それらの事務につきましては事務局で行わせていただきますのでよろしく願います。

○児玉副議長

今説明あったとおりですが、まず能登半島地震への義援金に関しましては、皆さん賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでそれじゃ全員ということで進めさせていただきます。

義援金ということですからこれ金額になるんですけども、先ほど事務局長からもありましたように、積立金の中から拠出するというですんで、それに関しましてはよろしいですか。

(異議なし)

過去の事例からいうと各自1万円ということですがいかがでしょうか。

(異議なし)

それじゃ1人1万円、能登半島の方に義援金として寄付させていただきます。

○毛利事務局長

能登半島地震の支援体制について、市の現在の取組について報告させていただきます。令和6年能登半島地震に係る市の対応につきましては、現在1月21日から2月4日までの間、3班に分けて、各班2名の職員派遣を予定しております。2月5日以降につきましては、現在要請が来ておりませんが、要請がありましたらすぐ対応できるよう準備を進めております。ただいまは被災家屋調査、あるいは避難所支援の段階で、2名を輪島市へ送るというように、計画されております。それとは別に、毎回あります保健師の派遣、これにつきましては3月末まで県の災害時公衆衛生チームの派遣がありますので、安芸高田市は要請があったら4月以降になるという見込みでございます。また、水道企業団からは、被災地派遣実施の連絡がありました。安芸高田事務所からも、1名程度の派遣をする見込みであるとの報告がありました。そして最後、消防本部でございますけれども、現在出動のための資機材は準備済みであるということですが、緊急消防援助隊の出動区域外であるため、現在出動要請は来ていないということでございます。ホームページに出しておりますけれども、住宅の支援もやるということで、市営住宅の無償提供の案内を建設部でしております。以上でございます。

○児玉副議長

何か質問、質疑ございますか。

○熊高議員

今のような動きを、情報を、学校のインフルエンザ罹患状況とかそういうのがあるじゃないですか。そういう形である程度まとめた形で報告がされればありがたいなど、どうでしょう。

○毛利事務局長

ある程度まとまりましたら、報告させていただきます。わかりました。

○児玉副議長

事務局から諸連絡があるようですので、報告を求めます。

(4) 事務局から報告・連絡

・源泉徴収票の配付について

○児玉副議長

まず1番目に源泉徴収票の配布について。

○毛利事務局長

源泉徴収票の配布でございますけれども、令和5年中の源泉徴収票を来週22日以降に、議員メールボックスへ入れさせていただきます。配布日につきましては、事務の都合により前後いたしますが、1月中には配布し、メール、あるいはFAXにてご連絡させていただきます。その他、他の所管委員会の委員になられている議員の源泉徴収票につきましては、それぞれの課から直接ご自宅に送付されますので、あわせて申告にご利用いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○児玉副議長

ただいまの説明に関しまして、ご質疑はございますか。

(なし)

・タブレット導入に係るデモについて

○児玉副議長

続きまして2番目のタブレット導入に係るデモについて、事務局の説明を求めます。

○毛利事務局長

タブレットの導入に関するデモの実施についてでございます。タブレットの導入につきましては、今年度より検討して、来年度予算計上の計画でございましたが、計画が大幅に遅れており、今回は検討に入るに先立ち、全議員さんに実際に体験していただきたいと思い、デモを計画しております。

ます。日時は2月6日午後2時から電算室で行いたいと思います。デモの機種に決定したというわけではなくて、あくまでも体験していただいて、お気付きの点を言っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○児玉副議長

ただいまの説明に関して質疑ございますか。

(なし)

その他の項で皆さんから何かございますか。

○南澤議員

11月の全員協議会で議会基本条例の検証についてということで議運の委員長からお話がありまして、その際に具体的に例を挙げて、課題なり、対応策について、もし意見があるなら例を挙げてくれということで、まとめたものを事務局経由で出しています。それについてリアクションというか、今現状どうなっているかというのをお聞かせいただければと思います。とりあえず議運に出していますので、それについてどうなっているのかという。

○先川議会運営副委員長

今日委員長来ておりませんが、それについてはまだ協議していませんので、今後、早急に協議したいと思っています。

○児玉副議長

その他の項で皆さんから何かございますか。

○毛利事務局長

事務局から2点ほどお知らせがございます。まず、臨時議会の開催についてでございます。新年互礼会の時に少し触れさせていただきましたけれども、執行部より物価高騰等による経済対策のため、補正予算の上程のための臨時議会の開催を求められており、現在、2月14日を目途に調整中です。皆さんにもお知らせしておきますのでよろしくお願いいたします。

それから、もう1点、連絡させていただきます。金行議員の知事表彰についてでございます。この度、金行議員が広島県市町議会議員知事表彰を受けられる運びとなりました。表彰状の授与式が1月31日に県庁で行われます。皆さんにお知らせいたします。

○児玉副議長

その他に何かありますか。

(なし)

以上でその他の項を終わります。

6. 議員間討議事項について

○児玉副議長

次に議員間討議事項についてを議題といたします。

議員間での討議が必要な案件がございますでしょうか。

(なし)

案件がありませんので、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

7. 閉会 【11:44】

